

平成 27 年 12 月 11 日

指定管理者の指定について（練馬区立光が丘福祉園）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立光が丘福祉園の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

(1) 団体の名称

社会福祉法人 武蔵野会

(2) 所在地

東京都八王子市台町一丁目19番3号

(3) 代表者

理事長 上野 純宏

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

平成27年4月8日 第1回指定管理者選定小委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間、企画提案書作成要項の審議）

4月14日 第2回指定管理者選定小委員会

（施設実地調査、モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

5月15日 平成27年度第1回指定管理者選定委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告、モニタリングチェックシ

ートに基づく最終総合評価、現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団体として特定)

6月29日	企画提案書作成要項配付
7月1日	企画提案書作成要項説明（団体を特定して実施）
7月21日	企画提案書受付（経営状況に関する部分） 経営診断委託
8月3日	企画提案書受付（事業計画に関する部分）
8月21日	第3回指定管理者選定小委員会 （プレゼンテーションおよびヒアリングの実施、申請団体の評価、採点）
11月10日	平成27年度第2回指定管理者選定委員会 （申請団体の審査、指定管理者候補の決定）

5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他提出書類等を評価した結果、利用者の人権や個性、意思を尊重した利用者サービスの提供や地域住民との積極的な交流が行われ、利用者とその家族が充実した地域生活を送るための施設運営が果たされている等の理由により、社会福祉法人武蔵野会が練馬区立光が丘福祉園を運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容はつぎのとおりである。（審査結果は、別表のとおり）

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

(1) 団体の安定性・継続性

利益を上げる力や資金力、借入金の返済能力、経営の安全性など各項目について優れており、安全で安定した経営を行っている。

(2) 団体運営の透明性・公正性

個人情報保護規程および情報公開規程のほか、情報セキュリティポリシーや情報セキュリティ対策基準等の必要な規程が整備されている。それらに基づき、研修や職員会議等により、積極的に意識啓発を行い、業務における個人情報等の取扱いを日常的に確認している。

(3) 団体運営における法令等の遵守状況

給与規程、就業規則を整備しており、それらに基づく運用が行われている。

また、役員等の構成は適正であり、理事会等は定期的に行われている。

(4) 運営実績

都内で、入所・通所・相談支援等の多種多様な障害福祉事業所を運営し、障害福祉分野において十分な実績がある。

区内でも、当該施設のほか、北町福祉作業所、大泉町福祉園、光が丘障害者地域生活支援センター、練馬福祉園（施設入所支援）、きたまちホーム（障害者グループホーム）を運営している。

また、当該施設における利用者アンケートや運営協議会の評価は良好である。

(5) 効率的運営・効率化への取組

施設運営に当たり、サービスの質の向上等の経営課題に対して、単年度および3か年の経営目標を掲げ、目標に沿って計画的に事業を進め、サービスの向上に努めている。

法人施設の連携による人材と資源の有効活用や、法人のコンサルティング部門の支援を活用し、効率的運営に努めている。

非常勤職員にも介護福祉士等の有資格者を可能な限り多く配置し、専門的で質の高いサービスを提供している。

(6) 受託への熱意・意欲

利用者一人ひとりの人権や個性、意思を尊重し、自己選択や自己決定に基づいて、重度障害者が様々な社会生活へ積極的に参加できるよう支援する提案がある。

法人のネットワークを生かし、人事交流等における相互協力体制や法人他事業所との連携により、利用者とその家族の地域生活を支援する提案がある。

(7) 施設管理の安全性への配慮

法人による包括的な危機管理体制のほか、施設内でリスクマネジメント担当を定め、年間を通して事故およびヒヤリハットの検証を行い、支援力向上に努める提案がある。

事故や災害、感染症など様々な事態を想定した危機管理マニュアルを作成し、迅速な対応を行う提案がある。

(8) 施設管理運営体制

区の計画や方針を踏まえ、関係機関と日頃から連携を図り、地域福祉と住民サービ

スの向上に努める提案がある。

速やかな災害対応のため、避難訓練を毎月行い、福祉避難所としての役割を理解し、区との連携のもと地域と協力していく姿勢がある。

(9) 利用者への対応（接遇を含む。）

苦情解決規程に沿って、苦情解決体制を整備し、迅速な対応に努めている。

人権擁護や虐待防止について全職員が正しく理解し、利用者支援に反映できるよう、研修を行い、参加した職員が施設内で中心となり、取り組んでいる。

(10) 職員の育成

法人の研修計画に則り、各階層別の研修や非常勤職員の内部研修に力を入れ、障害者支援の専門職としての資質向上に努めている。

区内の法人事業所との合同研修や外部講師による研修等を行い、職員の専門的スキルの向上を図っている。

(11) 団体の理念・姿勢

「自分を愛するようにあなたの隣人を愛せよ」を法人の基本理念とし、理念の説明、それに基づく行動規範と実践例、倫理綱領を「支援介護の基本ブック」としてまとめ、理念実践に繋げているほか、少人数制の対話型研修等を通じて、共通理解を促進している。

社会福祉法人の責務として、法人成年後見の推進やH I V長期療養者の福祉施設受入れのためのガイドブックの作成および講師の派遣、累犯障害者の受入れ、月1回の南相馬市でのボランティア活動等、多くの社会貢献活動を行っている。

(12) 区民雇用の促進・区内事業者の活用

地域に根ざした施設運営を目指し、積極的に区民雇用に取り組み、平成27年4月1日現在、全職員の6割以上、非常勤職員においては8割以上が区民であり、今後も地域の中で理解者を増やすためにも区民雇用を進める提案がある。

物品の購入や再委託について、区内事業者の活用を図っており、今後も区内事業者からの購入を推進していく考えがある。

(13) 区内事業者か否か

区内事業者ではない。

(14) 事業等の提案

利用者の個性や意向を尊重する本人中心支援の考えのもと、利用者個々の状況や課

題を整理し、職員の視点や課題の捉え方の統一を図っている。今後も、支援全般において利用者の課題達成に向けて職員が連携し、個別のニーズに合わせたプログラム提供を行う等、質の高いサービスに努める提案がある。

利用者の高齢化・重度化への対応に特化し、機能訓練の充実や介護支援力向上を図る「重度化プロジェクト」等、運営上の課題について複数のプロジェクトを立ち上げ、年度ごとに目標を掲げて取り組んでおり、今後のサービスの充実が期待できる。

人権擁護の取組として、職員の自発的な会を運営し、全職員で日頃の支援を振り返る人権アンケートを行い、その結果等を受けて行動目標を掲げ、利用者支援に取り組んでいる。

積極的なボランティア活用で参加者は年間延700名以上となり、地域交流と支援充実に繋がっているほか、地域の高齢者の居場所としても定着してきており、今後もボランティアの受入れ等を通じて、地域住民との交流に努め、開かれた施設運営を目指す提案がある。

指定管理者（社会福祉法人武蔵野会）の審査結果（練馬区立光が丘福祉園）

評価項目・評価基準	配点	得点
1 団体の安定性・継続性 (1) 補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	4点
2 団体運営の透明性・公正性 (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	4点
3 団体運営における法令等の遵守状況 (1) 法令等の遵守状況（労働関係法令の遵守を含む。） (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	5点	3点
4 運営実績 (1) 同種の施設を運営するに足る実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	10点	10点
5 効率的運営・効率化への取組 (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	10点	8点
6 受託への熱意・意欲 (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	5点	4点
7 施設管理の安全性への配慮 (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢	10点	8点
8 施設管理運営体制 (1) 現在のサービス水準の維持 (2) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (3) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力	10点	8点
9 利用者への対応（接遇を含む。） (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取組	10点	8点
10 職員の育成 (1) 職員に対する研修体制	5点	4点
11 団体の理念・姿勢 (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5点	4点
12 区民雇用の促進・区内事業者の活用 (1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内業者からの調達	5点	4点
13 区内事業者か否か (1) 区内事業者である、または構成員に区内事業者が含まれる	5点	0点
14 事業等の提案 (1) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (2) 質の高いサービス提供に向けた提案内容 (3) 専門的なサービス提供についてのスキルやノウハウの内容 (4) 障害者総合支援法等の各種事業のサービス展開の内容 (5) 地域に開かれた運営の内容 (6) 法人の本部または法人が運営する施設による光が丘福祉園の運営および支援に関するバックアップ体制の内容	10点	8点
合 計	100点	77点